

# 食品の営業届出をする人のために

## ○食品営業届出とは

食品衛生法改正により「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない業種を営む営業者は保健所に「営業届出」をする必要があります。

- ☆ 営業届出には施設基準はなく、手数料は不要です。
- ☆ 更新の必要はありません。
- ☆ 変更や廃業をした場合は届出をしてください。
- ☆ 手引書を参考にHACCPに沿った衛生管理を実施してください。
- ☆ 施設毎に**食品衛生責任者**を設置してください。

食品衛生責任者は調理師や栄養士などの資格要件を満たすか、食品衛生責任者養成講習会を受講する必要があります。

- ☆ 届出済証等の発行はありません。

(必要に応じて証明書による対応になります。なお、下記の電子申請システムで行った場合、届出が受け付けられた旨の電子メールが送付されます。)

- ☆ 許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請のほかに営業届出も行う必要があります。
- ☆ 複数の届出業種を営んでいる場合は代表的な業種について届出をしてください。

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

ホームページ

厚生労働省 HACCP



### 営業許可業種

・食中毒等のリスクを踏まえて、**公衆衛生に与える影響が著しい営業**として、32業種が定められました。

業種例：飲食店営業、魚介類販売業、食肉販売業、菓子製造業、そうざい製造業など

### 営業届出業種 [2ページへ](#)

・営業許可業種及び届出対象外業種を除く**すべての食品事業者が対象**となります。

営業届出は、  
食品衛生申請等システム（厚生労働省）を  
用いて、オンライン上で提出することができます！

食品衛生申請等システム



[上記二次元バーコードより「事業者用申請・届出サイト」へ](#)

### 届出対象外業種 [3ページへ](#)

・届出の対象とならない業種は、**公衆衛生に与える影響が少ない営業**として、政令で定められている業種です。

業種例：輸入業、貯蔵業（常温保存）・運輸業など



## 届出について

| 営業の形態         |                                      |  |
|---------------|--------------------------------------|--|
| 旧<br>許可<br>業種 | 1 魚介類販売業（包装済みのみ）                     | 包装に入れられた状態のみ   |
|               | 2 食肉販売業（包装済みのみ）                      | 包装に包まれた（平面的におおう）状態は除く  |
|               | 3 乳類販売業                              | 牛乳，山羊乳，乳飲料，クリームなどの販売   |
|               | 4 氷雪販売業                              |  |
|               | 5 コップ式自動販売機<br>（自動洗浄・屋内設置）           | 調理の機能を有する自動販売機<br>（一社）日本自動販売協会にリストあり                                 |
| 販売            | 6 弁当販売業                              |  |
|               | 7 野菜果物販売業                            | 青果店など<br>附带的に行う簡易な食品の加工も含まれる<br>例：焼き芋，茹でトウモロコシ，焼き栗                   |
|               | 8 米穀類販売業                             | 雑穀，豆類，米麦，米，麦など   |
|               | 9 通信販売・訪問販売による販売業                    | 無店舗により，飲食料品を小売りする営業  |
|               | 10 コンビニエンスストア                        | 飲食料品を中心とした小売業  |
|               | 11 百貨店，総合スーパー                        | 各種の商品を小売する営業   |
|               | 12 自動販売機による販売業<br>（5コップ式及び営業許可対象を除く） | 包装済み食品を開封せず加温等のみを行うもの<br>冷蔵管理・冷凍管理が必要な食品の自動販売機<br>保存期間が短い食品の自動販売機 など |
|               | 13 その他の食料・飲料販売業                      | 菓子，パン類，乾物，茶類，乳製品，卵，はちみつなど  |
| 製造・<br>加工     | 14 添加物製造・加工業                         | 法13条第1項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤を除く                                   |
|               | 15 いわゆる健康食品の製造・加工業                   |  |
|               | 16 コーヒー製造・加工業<br>（飲料の製造を除く）          | コーヒー生豆を焙煎，粉碎する   |
|               | 17 農産保存食料品製造・加工業                     |  |
|               | 18 調味料製造・加工業                         | 調味料，食酢など   |
|               | 19 糖類製造・加工業                          | ぶどう糖，水あめ，砂糖など  |
|               | 20 精穀・製粉業                            | 小麦粉，米穀のとう精や大麦，裸麦の精穀，米粉など   |
|               | 21 製茶業                               | 荒茶，仕上げ茶など  |
|               | 22 海藻製造・加工業                          | 海藻加工品（寒天を含む）の製造又は加工  |
|               | 23 卵選別包装業                            |  |
|               | 24 その他の食料品製造・加工業                     | でんぷん，蒟蒻原料など  |
| そ<br>の<br>他   | 25 行商                                | 店舗を持たず，移動して販売する営業  |
|               | 26 集団給食施設                            | 営業以外の場合で1回の提供食数が20食以上  |
|               | 27 器具，容器包装の製造・加工業<br>（責任者不要）         | 合成樹脂が使用された器具又は容器包装   |
|               | 28 露天，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの  |  |
|               | 29 その他                               |  |



## 許可・届出対象外について

- ☆ 必要に応じて手引書を参考にHACCPに沿った衛生管理を実施してください。
- ☆ 食品衛生責任者の設置は不要です。

| 営業の形態   |
|---|
| ○ 公衆衛生に与える影響が少ない営業  |
| 1 食品又は添加物の輸入業   |
| 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（冷凍・冷蔵倉庫業は除く）  |
| 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業<br>カップ麺，包装されたスナック菓子など |
| 4 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業   |
| 5 器具容器包装の輸入又は販売業  |
| ○ その他   |
| ・ 地域の催事や学園祭等のイベント，いわゆる子ども食堂のうち営業とは見なされないもの                                    |
| ・ 学校，病院等の営業以外の給食施設のうち1回の提供食数が20食程度未満の施設                                       |
| ・ 農家又は漁業家が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調整等）   |

### 採取業について（主な例）

- 農業 ・ 農産物のパック詰め（カットなし） ・ 収穫後の乾燥  
 ・ 精穀（業として行う場合は届出の対象）  
 ・ はちみつの採取（精製を行う場合は届出の対象）
- 水産業 ・ 水産物を生きたまま出荷又は販売  
 ・ 水産物（海藻）を出荷のために塩蔵  
 ・ かまゆで（例：わかめ）  
 （ゆでがに，ゆでだこは規格基準が定められているため許可の対象）

### 採取業の対象外（主な例）

- 農業 ○ 水煮パック，ジャム，ドレッシングの製造は届出の対象  
 （密封包装に入れ常温流通させたら許可の対象）

## ○相談窓口

### 新潟市保健所 食の安全推進課

〒950-0914

新潟市中央区紫竹山3-3-11

新潟市総合保健医療センター3階

電話：025-212-8226

FAX：025-246-5673

メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp



メールアドレス



ホームページ



ホームページ

新潟市保健所 食品

検索

○記載例（窓口・FAXで申請する場合）

別記様式第2号（第3条関係）

【表面：許可・届出共通】

申請の区分（新規）に丸をつけてください。

○年 ○月 ○日

（宛先）新潟市保健所長

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

不都合がある場合は☑をご記入ください。

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐）

|  |  |                     |  |   |
|--|--|---------------------|--|---|
| 申請者・届出者情報  | 郵便番号：  | ☎電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | FAX番号：   |   |
|  | 電子メールアドレス：   | 法人番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |  |   |
|  | 申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地<br>* 新潟市〇〇区××× △丁目△番△号<br>（ふりがな） * かぶしきがいしゃにいがたにほん にいがた はなこ<br>（生年月日） |                     |  | 個人で申請の場合はご自宅の住所、氏名、生年月日をご記入ください。  |
| 営業施設情報   | 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名<br>* 株式会社ニイガタ日本 代表取締役 新潟 花子                                  |                     |  | * 〇〇年 〇〇月 〇〇日生  |
|  | 郵便番号：  | ☎電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 | FAX番号：   |   |
|  | 電子メールアドレス：   |                     |  |   |
|  | 施設の所在地   |                     |  |   |
|  | * 新潟市〇〇区××× △丁目△番△号  |                     |  |   |
|  | （ふりがな） * △△△しょうてん  |                     |  |   |
|  | 施設の名称、屋号又は商号   |                     |  |   |
|  | * △△△商店  |                     |  |   |
|  | （ふりがな） * にいがた たろう  |                     |  | 資格の種類 *<br><input type="checkbox"/> 食管 <input type="checkbox"/> 食監 <input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 製菓衛生師<br><input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> と畜 <input type="checkbox"/> 食鳥 <input type="checkbox"/> その他 |
|  | 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。<br>* 新潟 太郎  | 受講した講習会<br>*        | <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）<br>講習会名称 新潟県食品衛生責任者養成講習会 〇年〇月〇日 |   |
| 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装<br>* 野菜、果物   |  | 自由記載<br>*           |  |   |
| 自動販売機の型番<br>申請する営業の業種で販売する予定の食品名をご記入ください。  |  | 業態<br>**            |  |   |
| HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。<br><input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理<br><input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 |  |                     |  |   |
| 業種に応じた情報   | 指定成分等含有食品を取り扱う施設   |                     |  | <input type="checkbox"/>  |
|  | 輸出食品取扱施設<br>※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。                                    |                     |  | <input type="checkbox"/>  |
| 営業届出   | 営業の形態  |                     | 備考   |   |
|  | 1  | * 野菜果物販売業           | 申請する営業の種類をご記入ください。<br>分からない場合は未記入のままです。  |   |
|  | 2  |                     |  |   |
|  | 3  |                     |  |   |
| 担当者  | （ふりがな） * にいがた はなこ<br>担当者氏名   |                     |  | 電話番号<br>* 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇   |
|  | 窓口に来た方や問合せ担当者の方の氏名及び連絡先をご記入ください。   |                     |  |   |